

令和5年 第8回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和5年8月25日(金)

令和5年 第8回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和5年8月25日(金)	開催場所	上里町役場4階協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時50分	
議長	坂本 俊雄	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：吉村 貴文 事務局次長：関口博之 産業観光係主査 須長正実 主任：長谷川美雪	書記	事務局主任 長谷川美雪	

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	○	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	○	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

会議進行状況

<p>〔開 会〕</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和5年第8回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記 の選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号1番 木村 隆之委員 議席番号2番 荻野 好雄委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第24号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から7番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇 代表〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△外1筆 2069㎡。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は低温倉庫、形態は新設、申請地は農振農用地です。宅地に接続しています。申請地は農協の貯蔵乾燥施設や営農センターに隣接する土地で、金久保にある北部倉庫が国道用地に当たることもあり、この場所に低温倉庫を建築したく申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 330㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地とみられません。宅地に接続しています。譲受人は現在家族で借家暮らしをしておりますが、今後の生活を考慮し自己</p>

		<p>用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 198㎡、地目は畑、権利内容は使用貸借権設定、転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、家族4人で借家暮らしをしておりますが、将来の事を考えて、祖母の所有する土地に自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積229㎡です。申請地の地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅です。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在家族2人で借家暮らしをしておりますが、将来の事を考えて自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>5番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積885㎡です。申請地の地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は侵入路及び駐車場になります。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は地域に古くからある寺院で大規模な法事の際の駐車スペースが手狭であることと参道が極小であることから、侵入路と駐車場用地を拡張したく申請するものです。</p> <p>6番ですが、賃借人 さいたま市〇〇△の△の△ 〇〇〇〇(株)、賃貸人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 5034㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から100mほどです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>7番ですが、賃借人 さいたま市〇〇△の△の△ 〇〇〇〇(株)、賃貸人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 5,576㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場及び搬出入路、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から100mほどです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p>
--	--	---

	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	須田 和弘委員	1 番について 問題ありません。
	木村 隆之委員	2 番について 8/22 に現地確認しました。問題ありません。
	柴崎 久男委員	3 番について 用途地域のため問題ありません。
	柴崎 久男委員	4 番について 用途地域のため問題ありません。
	柴崎 久男委員	5 番について 問題ありません。
	菊地 宏利委員	6 番、7 番について 特段、問題ありません。
	事 務 局	事務局の方からよろしいでしょうか。申し訳ございません。今、皆様にご報告をいただきまして、これから議長の方から質問と採決の方に移っていくわけですが、採決につきましては、木村さんから飯塚さんまでが農業委員さん、金井さんから関口様までは推進員さんという並びになってございますが、決裁につきましては挙手により農業委員さんのみが決裁権という形で、決裁を仰ぐような形になります。推進

		委員さんにつきましては、挙手の必要ございません。以上です。
	議 長	質疑のある方は順次発言をお願いします。
	柴崎 久男委員	一番ですが、埼玉ひびきの農業協同組合は、代表理事組合長が入るかなと思うのですが、申請書に入ってなかったですか。代表理事組合長〇〇〇〇さんだと思うんです。
	事 務 局	今、申請書の方確認をさせていただいたところですが、申請書の中では、代表理事までしかなくて、今、会社の謄本の方も確認を取ったところ組合長という表現までが入ってないんですね。ですので、表面的には代表理事まででも問題はないのかなと思いますが、一度、県と話をして、もし修正があるようなら、行政書士に申請書の修正をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。
	議 長	6番7番なんですけれども、これ砂利採取だと思うんですけれども、この地域は既に30～40年以上前に一度、砂利を掘ったんじゃないかと思うんですけど、再度掘るのかどうか、その辺をちょっと教えて下さい。
	菊地宏利委員	どうしましょう。私が答えましょうか。
	事 務 局	地域でご存知ですか。
	菊地宏利委員	木村さんのおっしゃる通りです。一度この前回掘ったこの航空写真の、5-7、右側のところは今まで掘ってなかった。
	木村 隆之委員	全部掘ってなかった。
	菊地宏利委員	全部ではなく、いくつか残ってました。

	事務局	<p>それで、今言ってる梨畑だけだったところを掘ったんですよ。それで、この5-6というところは表土置場になっている。今回ここ一度掘ったのですが、昔の機械で掘ったので、深く掘れなかった。下郷でやはり同じ。1回掘ったんですけど、また掘ってみたいということで、向こうから出たのかな</p> <p>はい。菊地委員。ありがとうございました。その通りでございまして、ちょっと補足しますと、〇〇〇〇さんは元々梨屋さんで、梨畑の下は掘ってなかったんですね。それで昨年梨を切ったので、その梨畑の下に砂利が埋まっていたのでそれを採った。やはり本当に昔は機械も古くて、約10メートルぐらいしか掘れなかった。でも今ですね、今というか法律が変わってはいないんですが、砂利採取の基準としましては、深さ10mというのが基準なんですけども、それ以下に、もし試掘調査をした結果、それ以上まだ砂利がある場合は15mまではOKというのが砂利採取で決まっています。ですので、再砂利採取、再採取というのが何件か、ここ最近でも出ております。</p>
	議長	<p>その他何かありますか。</p>
	金井 栄委員	<p>大字嘉美の金井と申します。</p> <p>今回初めてお世話になるので、なかなか勉強不足で、一つ質問なんですけど、先ほどの6番7番の備考欄のところ、当然農地に復元への復元等①②③番っていうふうに、明記してあるんですが、初歩的なことで申し訳ないんですが、こういう場合も監督官庁ってのはどこになるのでしょうか。</p>
	事務局	<p>埼玉県環境部、ここで言うと、熊谷にあります北部環境管理事務所です。よろしいですか。</p>
	議長	<p>よろしいですか。では他に何かありますか。</p>
	議長	<p>では質疑がないようですので採決したいと思いますけど、ご異議ございませんか。</p>

日程第3 議案第25号 上里産業振興整備計画の 変更について	議 長	異議なしと認め、申請通り許可相当することに賛成の委員の挙手をお願いしたいと思います。
	議 長	挙手全員でありますので申請通り許可相当という事に決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第25号、上里農業振興地域整備計画の変更について提案をいたします。担当者による説明を求めます。
	産業振興課主査	<p>農業振興整備計画を担当しております産業振興課の須長と申します。よろしくお願いたします。それでは議案第25号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。それと所在地につきましては29ページをご覧ください。本日も審議いただく案件は侵入路と住宅2棟とする農用地区域からの除外が3件でございます。それと、報告案件としまして、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更案件が1件でございます。皆様ご承知の通りの農振除外のような代替性などの要件はありませんで、この報告の対象地につきましては、用途区分の変更した後も農用地区域、いわゆる青字のままでございます。</p> <p>まず初めに、除外1の案件でございますが、申し出者および事業計画者は、土地所有者の〇〇〇〇様でございます。所在地は大字●●●▽△△番地でございます。ここは土地改良が未実施の地域となっております。地目は登記簿、現況ともに畑、面積は3,185㎡で、その一部109㎡を除外するものでございます。航空写真の中で写真を見ていただきたいのですが6ページの下の方に除外1、2という赤い斜線の部分があると思います。〇〇氏の自宅は除外1と書いてある車線の南側にあるわけですが、この建築基準法上の接道というのは、この住宅のすぐ南側の細い道です。この道は幅員が非常に狭くてセットバックして自宅を建てているような状況でございまして、普通車以外の車などが通る場合は、入っていくことができないです。そんな理由から、この度、娘さんが隣に分家住宅を建てるということがございましたので、それに合わせて除外をするものでございます。</p> <p>次に除外2の案件でございますが、今申し上げました娘さん夫妻が、隣に家を建築したいということで、事業計画者は、土地所有者の〇〇〇〇さんの娘さん夫妻になります。この土地の一部500㎡以内ということで、分家住宅としてお配りするものでございます。</p>

<p>日程第4 議案第26号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)について</p>		<p>除外3の案件でございますが、申出者は土地所有者の〇〇〇〇氏。所在地は大字〇〇〇〇△△△、面積は1,027㎡の一部499㎡を住宅として除外するものでございます。相続した住宅の方は都合により処分をし、現在はアパート住まいとなっております。今回相続の後に、自己用住宅を建築するため、除外をするものでございます。以上で議案第25号の説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。またこの場をお借りし、議案とは別に軽微な変更ということで、用途区分の変更に関する案件が1件ございますので、ご報告をさせていただきます。内容は申出者及び事業計画者ともに〇〇〇〇氏でございます。所在地は、大字〇〇〇▽△△、1407㎡のうち一部575㎡を農業用施設用地として用途区分の変更を行うものでございます。報告案件は以上でございます。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ただいま町担当者より説明ありましたが、次のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、提案通り承認することに賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、提案通り承認ということに決定いたします。</p>
	<p>産業振興係主査</p>	<p>日程4 議案第26号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 変更案についてご提案いたします。町担当者より説明を求めます。</p> <p>日程4 議案第26号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)について、概要を説明させていただきます。令和4年度に農業経営基盤強化促進法が改正されまして、令和5年4月1日に施行となりました。これにより町の基本構想を令和5年9月まで変更する必要が生じたところでございます。変更するにあたりましては、農業委員会と農協さんに、ご意見を聞かなければならないとされており</p>

		<p>ますので、農業委員会としてご意見をいただきたく、この場をお借りした次第でございます。</p> <p>それでは本来の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について簡単にご説明します。こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、埼玉県が策定する農業経営強化の促進に関する基本的な方針というのがございまして、こちらに即して地域の事情を踏まえて、市町村が独自に定める構造となります。埼玉県の基本方針につきましては、6月に改正となっております。</p> <p>このたびの改正による変更箇所でございますけれども、下線が引かれてる部分が文言の修正や新たに追加した内容となります。削除した内容については、この資料ではなく、ホームページにアップしてございますので、こちらは後でご確認いただければと思います。</p> <p>それでは主な改正点についてご説明申し上げます。</p> <p>1つ目ですが、数値等の修正につきましては、直近のデータに基づいて修正しております。要望につきましては県の基本方針に即して修正をしております。県の基本方針が変われば、それに即して町の構想を修正するということでございます。</p> <p>それから2つ目としまして、法改正に伴ってこれまでもあった人農地プランというものがありましたが地域計画として、法定化されたことによりまして、人農地プランに変えて地域計画を新たに作らなければいけなくなったということでございます。その事に伴いまして、人農地プランという名称及び内容につきまして、地域計画という名称および内容へと変更をしております。この地域計画の内容につきましては、20ページの第6章の1ということで下線が引いてありますが、(1)地域計画推進事業欄に地域の内容について新たに追加となっております。この地域につきましては、この議案審議が終わった後、少しその他のところでお時間をいただきまして、もう少し詳しく説明をしてさせていただければというふうに考えております。またこの改正に伴って中心的農家等へ農地を集積、集約する手法についてですが、これまでの利用権設定が令和6年度末、令和7年3月末をもって廃止されるため、改正前のこの基本構想の第5章、19ページに今後の利用権設定促進事業に関する記載等があったわけですが、こちらは削除となっております。</p> <p>3つ目としまして、第2章13ページ以降に効率的かつ安定的な農業経営の指標というのが記載されてるわけでございますけれども、こちらにいくつか経営類型を追加してございます。14ページのNo.9～No.12ということで、新たに経営類型を追加したところでございます。</p>
--	--	---

		<p>それから4つ目としまして、法改正に伴って農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備について、規定することとされたために第4章のところの下線が引かれていますが、こちらは国の改正にならって追加をしております。これまでも同様の内容は改正前の第5章に記載されておりましたが、この第4章で新たに記載することとなり、そちらは削除となっておりますので理解をお願いします。なお、この基本構想につきましては令和3年の4月に変更をかけてるわけですが、同様に農業委員さんの意見を聞いて、それをもとに変更をかけておりますので、今回追加になっていない部分につきましては、前農業委員さんの了解済みの内容でございます。以上の通り内容を修正追加した案を今回作成いたしました。農業委員会のご意見を伺いたく、提案をさせていただきました。説明は以上でございます。</p>
	議長	<p>ただいま、地域担当者より説明がありましたが、質疑のある方はお願いします。</p>
	議長	<p>質疑がないようですので採決したいと思います。ご異議ございませんか。</p>
	藤島廣二委員	<p>ちょっとまってください。すぐ承認ってちょっと難しいんじゃないですか。</p>
	事務局長	<p>すいません。確かに藤島委員の言った通り、採決ということですぐ承認となると。今ご意見を求めるということだったんですが、とりあえず先ほど須長の方から説明あった通り、そちらの上位法であります強化法が改正して今回このような変更案ということで提示させていただきました。今回は承認ということで、すぐ見れないと思いますので、ご自宅等に戻られましたら、ホームページでは改正前のものがアップされております。今回下線のところがほぼ追加です。私も見ましたが追加がかなり多くなっております。今の人農地プランから地域計画に変わる経緯等を踏まえまして、皆様お気づきの点がありましたら意見をいただきたい。</p>
	産業振興係主査	<p>スケジュールにつきましては9月末までに町が決めなければいけないということですので、この後、皆</p>

	事務局長	<p>さんのご意見を頂戴した後、県に協議を上げて、それで了解が出れば、変更ということになります。</p> <p>概ね2週間程度、お気づきの点がありましたら遠慮なく産業振興課の方までご連絡いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
	事務局長	意見があるようでしたら2週間以内で。今回、こちらの方も前回の通り採決、承認という形をとらせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。
	議長	よろしいですかね。
	藤島廣二委員	先ほどの話は今日ご説明いただけるということですよ。
	事務局長	はい。説明はこの後その他のところで説明させていただきます。
	坂本 茂委員	この案を承認してくださいって今、提案があったわけですよ。今意見は、その他で説明することを聞いてから承認するか、承認をしないかっていうのを決めたいって言うわけですから、その他を繰り上げて説明すべきじゃないですかね。そうじゃなかったら、今この案を出してるわけなんだから、会議のルールとして承認するか、皆さん意見があったら、変更があったら言うてくださいとか。だけど今日承認してくれっていうのは事務局はおかしいんじゃないかな。おかしいけれど、一応事務局として承認して下さいっていうわけですから、まずは承認するかしないかっていうのを決めていかないと、会議がスムーズに進んでいかないんじゃないですかね。私の言ってることがおかしいですか
	産業振興係主査	意見があれば、先ほど申しあげましたように、この場で、これがすぐ決定ということはありませんので、今、案として町の方で作りましたけども、皆さんの方で意見があればいただいて、それをもとにこれから修正をかける必要があれば修正をして、県と協議をします。

	坂本 茂委員	<p>それなら協議事項じゃなくて、案の説明を最初してくださいって、この議場の皆さんに話すべきでしょう。議案なんだから、この場で皆さん方承認して下さいっていうような会議のルールです。この案だけ説明させてもらって、それで後で、と言うのは。</p> <p>案の報告だけにして下さい。そうじゃないと時間ばかりかかる。忙しいんだから、よろしくお願いします。</p>
	藤島 廣二委員	<p>意見ということ言うならば、例えば経営指標が出されてますけども、それぞれの経営指標でどれだけの手法が必要で、どんなの収益があるのかとか細かい所を出していただかないと、それぞれの経営指標が良いかどうかわかんないですよ。</p>
	産業振興係主査	<p>こちらにつきましては、県の農林振興センターの普及部の方に見ていただいて、これであればこちらに書いてある収入目標ですね。12ページの6の(2)に新たに農業経営を営なもうとする青年等を育成・確保していくための目標がありますけども、こちらのところに年間総労働時間として主たる従事者1人当たり1,800時間程度、そういった水準ですね、クリアできる基準ということで、これは県の普及センターの職員に聞きながら、作ったものでございます。</p>
	藤島 廣二委員	<p>なぜそういうふうになるか根拠はあるんですか。この経営指標でやっていけば、年間650万収入を得ますよとか、250万くらいでできますよって言われても、本当にそうなのかってわかんないわけですよ。だからそういうところをやはり実際にお聞きしたいわけですよ。本当にそうなのか。そうでないのにただ単に指標だけを決めたんだって言われても、それに賛成しろって話ですよ。</p>
	産業振興係主査	<p>これは一つの類型でございますので、この他にもいろんな農業経営をされている方がたくさんいらっしゃると思うんですよ。</p>

	藤島 廣二委員	ですから、類型とかって言って、終わりにしないでね、出されるならば、その根拠を出してくださいよ。
	金井 栄委員	ちょっといいですか。一応農業をやるにはやっぱり経費が要るわけですよね。経費はどのぐらいかかって、売上げがどのぐらいかかります。引き算するといくらかかります。何時間労働しました。時給計算します。そうすると1人当たり1時間、どのぐらいの金額になるのか。そういうことまでよく調べてもらった方がいいんじゃないんですかね。
	産業振興係主査	一応こちらの目標はですね。先ほど言いましたように、県の基本方針に即した内容で作ってるわけですよね。県の基本方針にはそういった類型が示されてるんですよ。ですから、私どもも詳しく先ほど藤島委員さんが言われたように、具体的な根拠となる数字は聞いておりませんが、県の基本方針の方では決められた類型になっておりますので、それをもとにこの地域に即して、本庄農林振興センターの農業給付の職員の方に見ていただいて、こういう形であれば、そういった目標を達成できるだろうということで作ってるわけでございます。
	藤島 廣二委員	いや、お立場はわかるんですけどもね、県が決めたから、これいいでしょって言われたら困るんですよね。
	産業振興係主査	何かあれですか、これは達成できないということですか。
	会 長 代 理	すいません。一つ皆さんに提案したいことがあるんですけども、よろしいでしょうか。一応、次第の方には、案についてどうしましょうかという問いかけだと思っんですよ。一つ、案として担当者が示した。この案をもとに進んでもいいかどうかの判断で皆さんの承認をいただきたいというふうに理解をしていただけると、スムーズにいけるのではないのでしょうかという提案です。
	事 務 局 長	私の説明不足で大変申し訳ありません。今、小林委員がおっしゃった通り、案の承認についてというこ

[その他]		<p>とで、それで今、藤島先生からも話があった通り、その委員さんの意見を集約して、また基づきながら修正はさせていただきますので、今、小林委員がおっしゃる通り、案の承認ということで、ご理解をいただければと思いますので、ご了承よろしくお願ひしたいと思ひます。修正はお申出いただいた通り、概ね2週間以内にこちらに連絡していただければ、少し家に帰って見てみないとだと思ひますので、各自の農業スタイルと、いろいろ上里にあった農業があるかと思ひますので、照らし合わせていただき、ここの文言はおかしいんじゃないかとか色々あるかと思ひます。それに沿ってこちら修正したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
	議 長	<p>よろしいですか。</p>
	議 長	<p>日程第4、議案第26号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案ということで、案についての承認をすることに賛成委員の挙手をお願ひしたいと思ひます。</p>
	議 長	<p>挙手多数でありますので、提案とお承認とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>以上で本日御用意しました全ての議案の審議を終了します。</p>
	議 長	<p>続きましてその他として事務局よりお願ひします。</p>
	産業振興係主査	<p>先ほどの基本構想のところでも出ました地域計画ですけども、こちらについて少し説明をさせていただきます。お手元にお配りしました、右上の方に①と書いた資料をご覧くださいながら見ていただきたいと思ひます。先ほど申し上げたと思ひますが、農業経営基盤強化促進法が令和4年に改正されまして、令和5年4月1日に施行となりました。これは日本の農業において、高齢化、人口減少が問題化する中で、農業者の減少や、耕作放棄地の拡大がさらに加速し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念が生じている</p>

	<p>こと。また、農業生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿を描いて、文散作耕の状況を解消して、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保育成を図る措置を講ずることが必要ということで、農水省が考えた結果でございます。具体的に何をやるかということなのですが、現在この基本構想を作成している市町村は、県の基本方針に即した内容で令和5年9月末までに基本構想を改正する必要があります。これが今日の議題にある皆様にご意見を伺ったものでございます。また、これまでの人農地プランに変えて、地域の将来のあり方を定めた地域計画というものを令和7年3月までに策定する必要があります。この①から⑥と書いてある資料ですけれども、この④までと1セットにしまして、予定では10月ごろ、ひびきの農協の広報誌と一緒に農家組合長から農家の皆様に配布したいと考えています。地域政策にはこれまでの人農地プランに必要事項を追記した、約10年後の地域の農業のあり方を定めた計画書等地域内でその地域の農業を担う者ごとにですね、一人一人後ごとに、利用する農地等を定めて、これを地図に表示したものの、約10年後に、これらの農地を誰が耕作するのでしょうかというのを定めた目標値というものが2本立てになっております。この計画書はですね、町がその地域計画の区域を定めて、その地域の中で中心的な農家、今の人農地プランで言えばですね、中心的経営体と言われるような方が記載されてるわけですが、こういった中心的な農家や本庄農林振興センター、農業委員さん、それから農協土地改良区などの関係者を集めて、協議の場を設置して徹底して話し合いを行って、その地域の将来の農業をどうするかということで、あり方を検討して作成するということになっております。これが、資料の⑤に書いてあります。協議の場というのをこれから設ける予定なのですが、その協議の場に関係する皆さんで集まっていただいて、その地域の農業を今後10年後どうしていこうかというのを徹底的に話し合いなさいというふうに言われております。それに基づいて人農地プランに少し必要があれば追記をして、計画書を作ることになっております。今回は新たに目標地図が必要になるということでございます。</p> <p>でもう一つの目標地図ですが、これは町から依頼を受けて、その素案を農業委員会が農地の出し手と受け手、つまり所有者等と耕作者の意向を把握して、作成することというふうにされております。これが資料の6ページに記載されております。今後のスケジュールとしましては、まず令和5年度で先行して取り組むエリアとして、神保原地区を選定をしました。これは現在、人農地プランの中で、区域が賀美地区、神保原地区、七本木地区、長幡地区というふうに4つに分かれておりますが、このうち神保原地</p>
--	--

<p>[閉 会]</p>	<p>事務局</p> <p>会長代理</p>	<p>区を今年度先行して取り組む地域とで選定をしたところでございます。これは今年度、農地中間管理事業の重点推進地区とされているために、やりやすいのではないかと理由で選定したところでございます。スケジュールということで、2ページを見ていただければと思いますが、5年度には神保原地区、翌年度には2、3、4の長幡、賀美、七本木地区を手掛けていこうと考えております。農業委員の皆様におかれましては、目標地図の素案のため、地域での話し合いを行う協議の場などの参加等の要請がなされるはずでございますので、その際にはぜひご協力をお願いしたいと考えております。私共も新たな方策ということで、手探りをしながら進めておりますので、手探りで皆さんと力を合わせて、今の4地区の10年後の未来を、どういうふうに農地を荒らさず耕作続けていくかというのを考えていただく必要が、この農業経営基盤強化促進法の改正によってですね、新たに生まれたということでございます。</p> <p>以上で説明終わりです。</p> <p>その他。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会活動記録等の提出についてお願いについて。 ・ 農業新聞の購読、口座振込先、携帯電話の登録、印鑑の提出について ・ 最適化研修会の出席について ・ 次回の農業委員会について9月25日（月） <p>これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>
--------------	------------------------	---

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和5年8月25日

議 長

印

(木村 隆之 委員)

署 名 人

印

(荻野 好雄 委員)

署 名 人

印